

# 白鷺教育会幹事会規程

昭 52. 5. 22 制定  
昭 62. 2. 1 改正  
平 10. 5. 10 改正  
平 15. 5. 11 改正  
平 18. 5. 7 改正  
平 20. 5. 10 改正  
平 22. 5. 15 改正  
平 23. 5. 14 改正  
平 25. 5. 11 改正  
平 28. 5. 14 改正

1. 会則第 12 条により、この規定を定める。
2. 幹事会には、次の部を設け、それぞれの担当役員を配置し、会務を分掌する。

- ・ 総務部 (ア) 総会、評議員会の企画運営  
(イ) 当面する諸問題 (支部との連絡調整・組織の拡充)  
(ウ) 事業計画の作成
- ・ 会報部 (ア) 機関誌の発行
- ・ 文化部 (ア) 文化展等
- ・ 研修部 (ア) 現職研修の企画運営
- ・ 厚生部 (ア) 慶祝、弔意  
(イ) 退職者交流会、親睦  
(ウ) ホームページ

## 付則

- (1) 各部で会務執行上必要な場合は、会長、幹事会で委員会を設け委員を委嘱することができる。
- (2) インターネットの運用については、別に「白鷺教育会ネットワーク運営要領」を定める。

## 執行組織表

	総務部	(副会長)	——	幹事長・副幹事長・推進委員	
	会報部	(副会長)	—————	副幹事長・推進委員	
会 長	——	文化部	(副会長)	—————	副幹事長・推進委員
		研修部	(副会長)	—————	副幹事長・推進委員
監 事		厚生部	(副会長)	—————	副幹事長・推進委員